

こども[★]①[★]誰でも通園制度

こども誰でも通園制度とは？

こども誰でも通園制度は、保育所等に通っていないお子さんが、月一定時間まで保育所等に通園できる新たな新制度です。

同じ年頃の子ども同士触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、子どもの健やかな成長を促します。また、保護者にとっては専門的な知識や技術を持つ人のかかわりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につなげることができます。

対象者

- ・0歳6か月～満3歳未満
- ・認可保育施設等に通園していない
- ・西ノ島町に住所がある

料金

1時間当たり300円 ※非課税世帯等の減免あり

利用時間

1人当たり10時間/月（上限）

実施園

みた保育園

実施日/時間

月曜日～金曜日 8:30～16:30

※祝日、年末年始除く

○利用の流れ

- ①西ノ島町役場健康福祉課へ利用申し込み（利用者⇒町）
※希望日の2週間前までに
- ②利用認定（町より決定通知の送付）（町⇒利用者）
- ③保育園にて利用前面談等
- ④利用（通園）

※利用定員に達した場合などは、利用できない場合もあります。

※給食を希望される場合、別途負担があります。

お問い合わせ先 西ノ島町役場 健康福祉課 08514-6-0104